

令和2年国勢調査について

〔令和2年8月19日
統計課〕

1 概要

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として、人及び世帯に関して実施する最も基本的で重要な調査である。

大正9年(1920年)の第1回調査以来5年ごとに行われており、令和2年(2020年)に実施する調査は、実施100年の節目を迎える。「100年目の節目」にちなんで、総務省は『国勢調査100年のあゆみ』を作成

なお、新型コロナウイルス感染症の発生と拡大を防止し、国民の皆様と国勢調査員の安心・安全を確保するため、今回の調査においては、地域の実情に応じて、非接触の調査方法等の対応を講じた上で、調査を実施することとしている。（具体的な対応については、2ページ）

2 調査の概要

- (1) 調査期日：令和2年10月1日(木) 午前零時現在
- (2) 調査対象：調査日現在、我が国に常住するすべての人
- (3) 調査事項（19項目）



世帯員に関する事項（15項目）

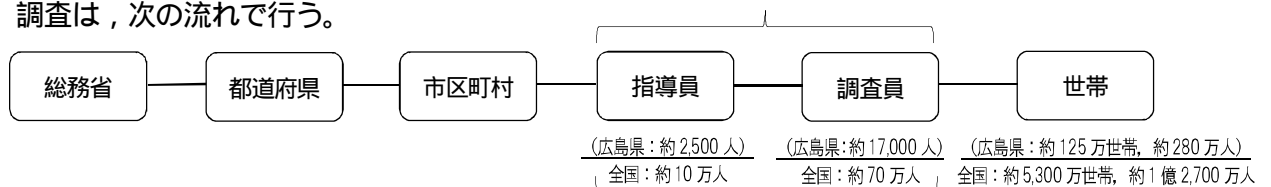
男女の別、出生の年月、続柄、配偶の関係、国籍、居住期間、5年前の居住地、就業状態、所属の事業所の名称及び事業の種類、従業地又は通学地、従業地等までの交通手段 など

世帯に関する事項（4項目）

世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方 など

(4) 調査の流れ及び実施体制

調査は、次の流れで行う。



広島県実施本部の設置（4月6日設置）

(5) 調査期間：9月14日(月)～10月20日(火)

新型コロナウイルス感染症対策のため、地域の実情により、調査期間の1か月間延長（11月20日まで）が可能
広島県内の市町においては、基本調査期間内（10月20日まで）で終了の見込み

(6) 調査方法：オンライン調査と紙調査票の併用

3 調査結果の公表

令和3年6月の「人口速報集計」（男女別人口及び世帯数の早期提供）を第一報として、順次公表予定
<主な公表スケジュール>

人口及び世帯数の基本集計結果の公表

- ・人口速報集計（速報） 令和3年6月
- ・人口等基本集計（確報） 令和3年11月

新型コロナウイルス感染症の影響による調査スケジュールの延長措置に伴い、結果の公表時期を前回よりも延期



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 令和2年国勢調査の対応方針

1 国の対応

一般の新型コロナウイルス感染症は、我が国の社会経済及び国民生活に大きな打撃を与え、本年秋の国勢調査についても、その準備に深刻な影響を及ぼしている。特に調査員の募集活動への影響は大きく、調査員名簿の国への提出期限について約3週間の延期を行ったものの、依然として予定員数に達しないことが懸念される。

このため、本年10月1日を調査日とする国勢調査の実施を前提としつつ、今後の新型コロナウイルス感染症の発生可能性を考慮し、及び予定より少ない員数の調査員で国勢調査を実施する場合に備えて、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

また、これに伴い、国勢調査の結果の公表は、速報については令和3年6月に4か月延期し、確報については最大2か月延期（人口等基本集計については令和3年11月までに公表）するものとする。

1 非接触の調査方法の導入

新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大を防止するため、地域の実情に応じて、世帯と調査員が対面しない非接触の調査方法により実施する。この場合、世帯に対する調査の趣旨の説明などは、原則としてインターホン越しに行い、調査書類は郵便受けやドアポストなどに入れて配布する。

なお、調査の回答については、可能な限りインターネット回答で行っていただくよう（郵送提出も可能）、世帯に対し協力を依頼するものとする。

2 調査書類の配布期間の延長

9月14日から20日までの7日間としている調査書類の配布期間について、弾力的に運用し、配布期間を9月14日から30日までの最大17日間とする。

3 不在世帯に対する再訪問回数の緩和

世帯が不在だった場合に必要とする再訪問の回数（3回）を、調査員の受け持ち調査区数等に応じて緩和する。

4 調査期間（調査票の回収期間）の延長

10月20日までとしている調査期間（調査票の回収期間）を、一部の地域について、11月20日まで1か月延長する。

5 審査期間の延長

市町において行う調査票の審査期間を、地域の実情に応じて、最大2か月延長する。

2 広島県における調査

上記の対応を踏まえ、市町との十分な連携を図り、県民の皆様と国勢調査員の安心・安全を確保した調査を実施する。